

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年1月17日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第4号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4第20項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同表第21項とし、同表第14項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、同表第13項の次に次の1項を加える。

14 配偶者が出産する場合で、第10項に定める期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の養育を行うとき	当該期間内において5日以内でその都度必要と認められる期間
---	------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

(教育委員会事務局総務部教職員課)